

川西市新築・中古住宅取得補助
申請の手引き
(中古住宅)

令和7年6月作成

令和7年10月改訂

川西市 住宅政策課

■問い合わせ・提出先

川西市 都市政策部 住宅政策課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

TEL：072-740-1205

E-mail：kawa0207@city.kawanishi.lg.jp

※メールでの回答には数日時間を要する場合があります。

あらかじめご了承ください。

川西市新築・中古住宅取得補助 申請の手引き (中古住宅)

川西市では、子育て世帯等（若年世帯・子育て世帯）が暮らしやすい良質な住宅及び住環境の確保を支援するとともに、持続可能なまちづくりに向けた本市ニュータウン（子育て住宅促進区域）への移住・定住の促進を図ることを目的として、「子育て住宅促進区域」内に新築住宅を建築、購入または中古住宅を購入される若年世帯や子育て世帯を対象に、住宅の取得に要する費用等の一部を補助します。

この手引きは、「川西市新築・中古住宅取得補助要綱（以下「要綱」という。）」に基づき実施する補助金交付の手続き等について、まとめたものです。

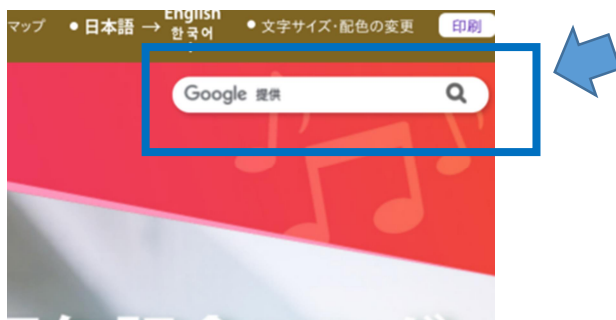
<目次>

- 1 補助制度の概要
- 2 手続きの流れ
- 3 申請書及び添付書類の説明

※要綱および各様式は、次のホームページに掲載されています。

川西市ホームページ

川西市の公式ページにある検索欄（PC の場合は画面右上、スマートフォンの場合は画面を下へスクロールしたところにある場合が多いです。）にて「子育て住宅総合支援事業補助金」と検索



1 補助制度の概要

① 事業概要

若年世帯（夫婦の合計年齢が80歳以下の夫婦のみの世帯）又は子育て世帯（高校を卒業するまでの子どもがいる世帯）が本市の子育て住宅促進区域内にある良質な戸建住宅を取得するのに要する費用等の一部を補助します。

② 補助対象住宅の主な要件

- (1) 子育て住宅促進区域（ニュータウン）内にある戸建住宅であること
- (2) 建築計画概要書上の延べ面積が75m²以上であること
- (3) 子育てにおける安全性の基準を2項目以上満たすこと
- (4) 建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること又は同等の耐震性能を有していること
- (5) 建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- (6) 契約時点で建物完成から1年以上経っている又はこれまで他に誰か居住したことがあること
- (7) 建築基準法に基づく検査済証が発行されていること

③ 補助対象者の主な要件

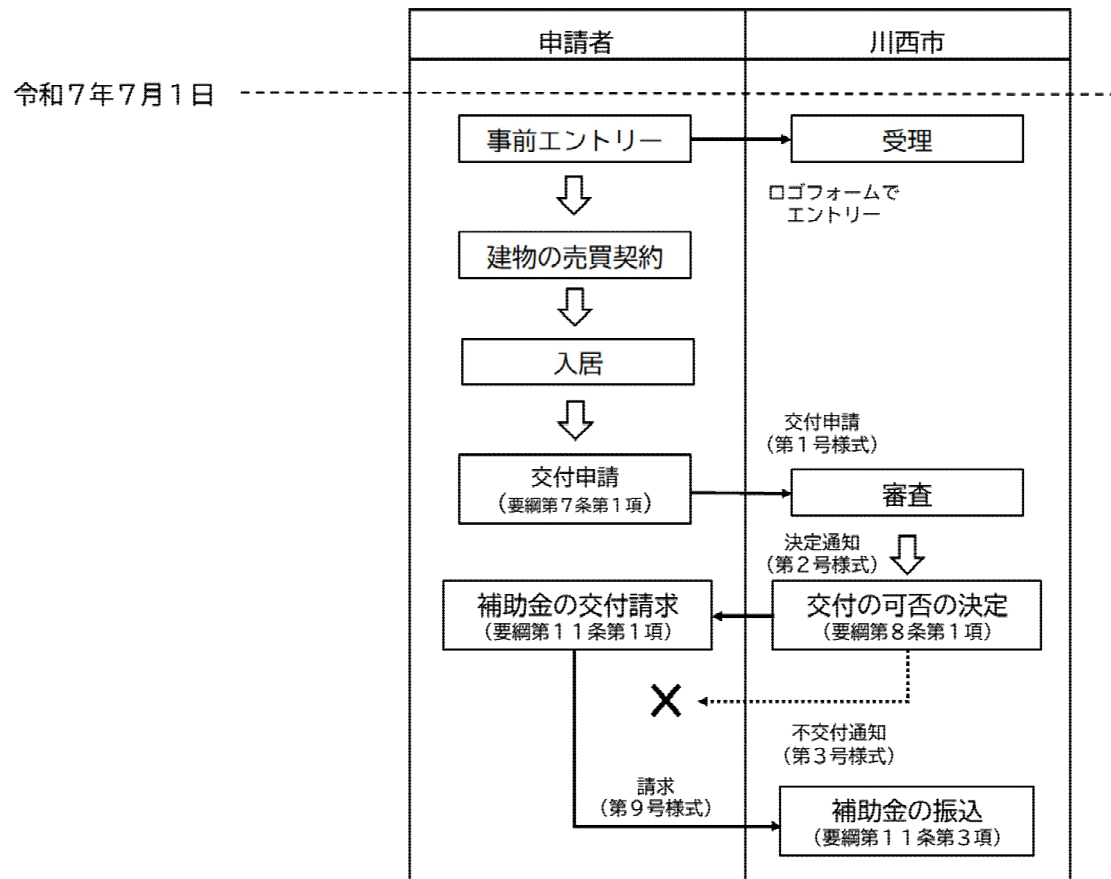
- (1) 建物の売買契約日前に事前エントリーを市へ行うこと
- (2) 住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- (3) 世帯構成員のいずれかが、川西市にゆかりがあること（「市内在住」、「市内通勤」、「市内通園・通学」、「過去市内居住」、「過去市内通園・通学」、「親（夫婦のいずれかの一親等の尊属（父母））が市内在住」のいずれかであること）
- (4) 交付申請は住替日から1年を経過するまでの日であること
- (5) 市区町村民税を滞納していないこと
- (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- (7) 定住する意思があり、原則として当該住宅に10年以上居住すること
- (8) 兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- (9) 過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと

④ 補助金の額

補助金の額は60万円とします。

2 手続きの流れ

川西市新築・中古住宅取得補助（中古住宅） フロー図



3 申請書及び添付書類の説明

① 事前エントリー

事前エントリーされる方は、建物の売買契約前にロゴフォームでエントリーしてください。

※ロゴフォームには川西市ホームページからアクセスできます。

② 交付申請

補助金の交付申請をされる方は、補助金交付申請書（第1-3号様式）および添付書類を住宅政策課の窓口まで提出してください。郵送での提出も可能です（締切日に必着）。

※申請様式は川西市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請は令和8年3月31日までにを行う必要があります。

申請する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

※提出された書類は返却しませんので、必要に応じて控えをご準備ください。

確認	必要書類	留意事項
☐	補助金交付申請書（第1-3号様式）	
☐	世帯全員の住民票の写し	○世帯主との続柄 ※マイナンバーは不要
☐	婚約・内縁関係・同性婚等がわかる書類 ※該当者のみ	○発行日 ○該当内容 ○証明者（当人以外の者）
☐	出産予定等がわかる書類 ※該当者のみ	○発行日 ○該当箇所 ○子の親の氏名 ○出産予定日
☐	本市にゆかりのある者であることがわかる書類	○発行日 ○該当箇所 ※住民票、戸籍謄本、在職証明書、在学（園）証明書、在学（園）期間証明書、卒業（園）証明書、卒業（園）証書等

☐	対象となる住宅に係る売買契約書の写し	○契約締結部分（契約両者の記名押印箇所） ○契約年月日 ○契約金額 ○対象住宅の所在地 ○対象住宅の延べ面積
☐	建築基準法に基づく建築計画概要書及び検査済証の写し	○対象住宅の所在地（地名地番） ○対象住宅の延べ面積 ○工事完了年月日
☐	安全性確認チェックリスト（第11号様式）及び確認できる写真	※写真の撮り方は、『安全性の基準の解説および報告写真の撮り方』の参考資料を参照
☐	耐震基準（要綱別表第2）を満たしていることを証する書類（耐震基準適合証明書等） ※該当者のみ	○対象住宅の耐震性（旧耐震の場合）
☐	アンケート	※アンケートフォームで回答
☐	その他 ※該当者のみ	○委任状（委任する場合） ○上記の書類で要件が確認できない場合に必要書類

③ 交付の可否の決定

内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとします。決定後、「交付決定（不交付決定）通知書」を発行します。

※次年度に交付決定する場合があります。この場合、補助金の交付は次年度になります。

④ 補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた方は、速やかに、補助金交付請求書（第9号様式）および添付書類を住宅政策課の窓口まで提出してください。

郵送での提出も可能です（締切日に必着）。

※申請様式は川西市ホームページからダウンロードできます。

提出する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

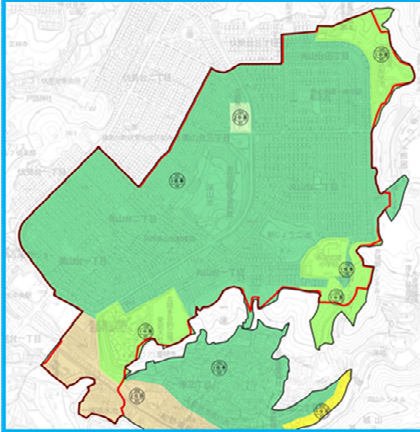
※提出された書類は返却しませんので、必要に応じて控えをご準備ください。

確認	必要書類	留意事項
☐	補助金交付請求書（第9号様式）	※申請者名と口座名義人は同一
☐	その他 ※該当者のみ	○委任状（委任する場合） ※上記の書類で要件が確認できない場合に必要書類

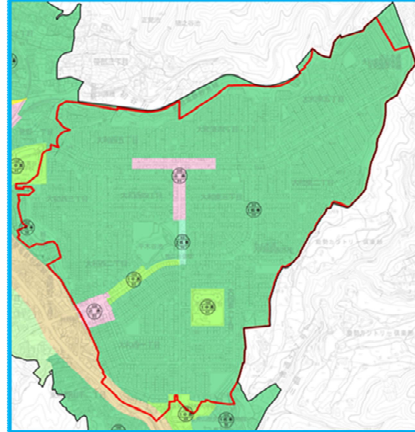
子育て住宅促進区域(ニュータウン):赤色内

※土砂災害特別警戒区域を除く

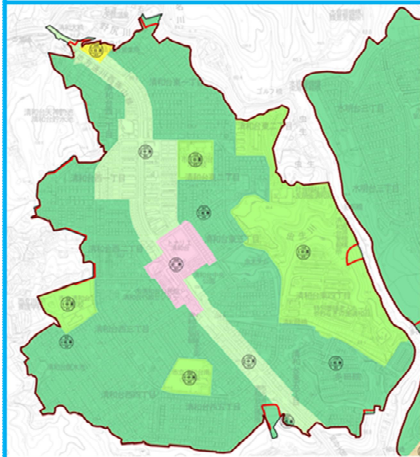
日生ニュータウン
(美山台・丸山台)



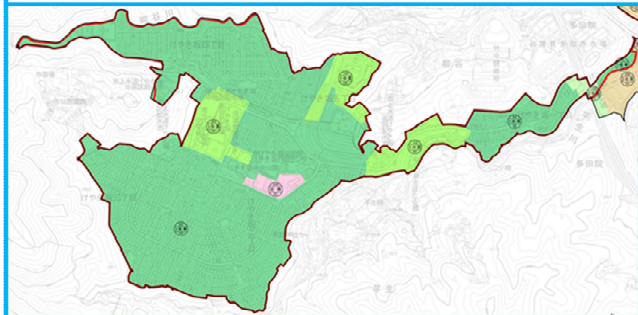
大和団地
(大和西・大和東)



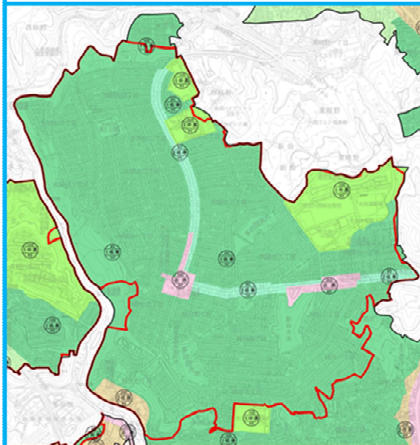
清和台
(清和台西・清和台東)



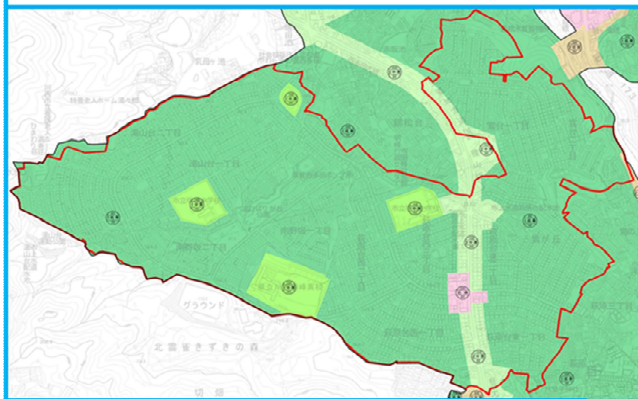
けやき坂
(けやき坂)



多田グリーンハイツ
(緑台・向陽台・水明台)



鶯台・萩原台・湯山台・鶯が丘・南野坂
(鶯台・萩原台西・萩原台東・湯山台・鶯が丘・南野坂)



子育てにおける安全性の基準

項目	基準
室内扉	(玄関からリビングまでの主要な扉に限る) 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。 開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
バルコニー	1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないように足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないように内法寸法で110mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
住戸内階段	(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1) 勾配は22/21以下とする。 (2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 (3) 蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。
敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
インターホン	相手の顔や様子を確認できるようにカメラ付きインターホンを設ける。

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震基準

耐震診断区分		構造区分	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が1.0以上
(2)	市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が1.0以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(Is)が0.6以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標(Iso)で除した値が1.0以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
(6)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。